

トクセングループ

サステナブル調達ガイドライン

【 第 1 版 】

2025 年 1 月

トクセン工業株式会社
管理部



目 次

I. トクセングループ調達方針 1

II. お取引先様へのお願い

1. 法令及び企業倫理の遵守 2

- (1) 企業活動全般に関わるコンプライアンスの徹底
- (2) 競争法の遵守
- (3) 不適切な利益の供与及び受領の禁止
- (4) 適切な輸出入の管理
- (5) 知的財産の保護と侵害防止
- (6) 責任ある調達

2. 人権・労働・安全衛生への配慮 3

- (1) 労働関連法令の遵守
- (2) 差別の撤廃
- (3) 人権の尊重
- (4) 児童労働の禁止
- (5) 強制労働の禁止
- (6) 労働時間の管理
- (7) 適切な賃金及び福利厚生
- (8) 安全衛生管理の徹底
- (9) 機械の安全対策

3. 環境への配慮 4

- (1) 環境関連法令・規制の遵守
- (2) 環境マネジメントシステムの構築と運用
- (3) 環境負荷物質の低減・削減
- (4) 公害防止、環境保全
- (5) 資源の有効活用
- (6) 地球環境保全への貢献

4. 製品の安全性と品質 5

- (1) 製品の安全性の確保
- (2) 品質管理
- (3) 正確な製品・サービス情報の提供



5. 情報セキュリティ 5

- (1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御
- (2) 個人情報の漏洩防止
- (3) 秘密情報の漏洩防止

6. 社会との共生 5

- (1) 社会貢献



I. トクセングループ調達方針

トクセングループは「トクセングループ調達方針」に基づき調達活動を展開しております。

「基本理念」

トクセングループは、豊かな社会を実現する企業として、国内外の関連法規を遵守し高い倫理観を持って、公正・公平な購買活動を行います。持続可能な社会の実現への貢献を目指し、企業として社会的責任を果たします。

◆公正・公平

1. 購買取引を行うにあたり、原材料の品質、価格、納期その購入先の企業経営の安定性、製造・供給能力、環境保全への取り組みなど、合理的な基準に基づき、公正に調達取引先を決定します。
2. 継続的な取引を定期的に見直すことにより、国内外を問わず購買取引を希望する調達取引先には公平に競争の機会を提供します。
3. 調達取引先とともに企業の社会的責任を果たし、持続可能な調達活動に取り組みます。
4. 調達取引先と相互理解と信頼関係に基づく調達活動を推進します。

◆遵法・倫理

1. 購買取引を行うにあたり、関連する法律を遵守し、その精神を尊重したうえで、業務を遂行します。強制労働・非人道的な扱い、児童労働、人種・国籍・性別・宗教などによる差別の禁止、ハラスメントの排除、紛争鉱物の使用禁止などを通じ、協働して責任あるサプライチェーンの構築を目指します。
2. 購買取引を通じて知り得た調達取引先の機密情報を遵守し、情報セキュリティの強化を行います。また第三者の知的財産権などの権利を侵害するような購買取引は行いません。
3. 購買取引を行うにあたり、弊社製品・サービスの販売を目的とする相互取引は行いません。
4. 調達取引先との「接待・贈答」は社会通念上認められた常識の範囲内で行います。

◆社会的責任

1. 購買取引を行うにあたり、「持続的発展可能な社会の実現」への貢献をめざし、資源保護・環境保全や、環境負荷に配慮した商品など安全・人権に十分配慮し、企業としてのCSRに配慮した調達活動を推進します。
2. 調達取引先と必要な情報を交換し合い、取引の条件や相互の行動などについて真摯に評価しあい、相互のレベルアップに努めます。



Ⅱ.「お取引先様へのお願い」

トクセングループの事業活動は、お取引先様とのパートナーシップのもとに成り立っています。

トクセングループは事業活動を推進するうえで次の項目にも取り組んでおりますので、お取引先様におかれましても、同様の取り組みをお願いします。

1. コンプライアンス

(1) 企業活動全般に関わるコンプライアンスの徹底

事業に関係する国・地域の法令を遵守するとともに、国際行動規範を最大限尊重する。

(2) 競争法の遵守

事業に関係する国・地域の競争法(独占禁止法)を遵守し、公平・公正な競争を制限・阻害する行為を行わない。

(3) 不適切な利益の供与及び受領の禁止

顧客や調達取引先、その他ビジネスパートナーに不当な利益供与、金銭の授受・供与を行わず、公平、公正な関係を構築する。また社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与える勢力や団体に、不適切な利益供与は行わない。

(4) 適切な輸出入の管理

輸出入取引に関する部品・製品・技術・設備・ソフトウェアなどの物品等について、適切な輸出入管理体制を構築するとともに、各国・地域の法令等に則り輸出入手続きを行う。

(5) 知的財産の保護と侵害防止

自社が保有あるいは自社に帰属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権又は技術情報(以下、知的財産権等)が第三者に侵害されないよう十分に注意を払う。また第三者の知的財産権等の不正な入手、不正な使用及びソフトウェア、書籍の不正なコピー等は行わない。

(6) 責任ある調達

鉱物資源や天然資源、原材料(タンタル、錫、タングステン、金、コバルト等)の調達において、非人道的行為を行う現地武装戦力の資金源となる紛争鉱物の購入及び使用を防止する。



2. 人権・労働・安全衛生への配慮

(1) 労働関連法令の遵守

企業活動を行う国や地域の労働関連法令を遵守し、国際行動規範を最大限尊重するとともに、労働安全衛生管理を徹底する。

(2) 差別の撤廃

あらゆる雇用や処遇において、事業に関係する国・地域の法令で保護される個性（人種・肌の色・性別・年齢・国籍・社会的出身・家柄・性的指向・性自認・婚姻歴・宗教・政治的信条・心身障害・健康状態）を理由とした差別を行わない。

(3) 人権の尊重

あらゆる人に等しく尊厳と敬意をもって接するとともに、セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（上位の立場の者による、暴言による嫌がらせや威圧行為）、暴力など、職場において非人道的な扱いを行わない。

(4) 児童労働の禁止

国際条約や各国の法で規定されている最低年齢に満たない児童の労働を禁止するとともに、18 歳未満の若年者（若年労働者）を健全な発達を損なうような危険有害業務に従事させない。

(5) 強制労働の禁止

強制労働、奴隷労働、人身取引による労働等の労働力を使用しない。

すべての労働は他の者に強要されるものではなく自発意思によるものであり、採用、解雇等における手続きおよび労働条件の決定が、事業を行う国・地域の法令等に遵守して行なわれていることを保証する。

(6) 労働時間の管理

従業員（非正規を含む）の労働時間について、事業を行う国・地域の法令が定める限度を超えない。また、法令が定める休日や年次有給休暇の権利を付与する。

(7) 適切な賃金及び福利厚生

事業を行う国・地域の最低賃金、割増賃金、賃金控除、その他給付等に関する法令を遵守し、従業員に賃金を支払う。また、法令で義務付けられた福利厚生を提供する。

(8) 安全衛生管理の徹底

事業者として災害の防止基準を定め、従業員の災害防止に万全を期すとともに、安全管理を徹底する。あわせて、健康増進活動や疾病予防のための指導などを通じて、従業員の健康づ



ぐりを支援する。

(9) 機械の安全対策

法令に定める検査・点検はもちろんのこと、設備、機械等の安全性評価を行い、安全性の確保及び健康被害等の防止を図るため必要な措置を講ずる。

3. 環境への配慮

(1) 環境関連法令・規制の遵守

環境基本法、地方自治体の条例、その他の法令など、また RoHS 指令^{※1}、REACH 規制^{※2}など企業活動地域における環境関連規制を遵守する。

※1 RoHS(The Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)指令
電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州連合の指令

※2 REACH(Registration Evaluation Authorizations and Restriction of Chemicals)規制
欧州連合内で使用される化学物質の安全性を企業に立証させる規制

(2) 環境マネジメントシステムの構築と運用

幅広い環境保全活動を推進するための体制を整備し、自らの目標を定め、その目標の達成に向けた活動を実行する。

(3) 環境負荷物質の低減・削減

企業活動において発生する環境負荷物質を適正に管理し、削減に取り組むことで継続的に環境に配慮した企業活動を実施する。

(4) 公害防止、環境保全

企業活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害の防止および環境保全に努めるべく、必要な措置を講じる。

(5) 資源の有効活用

企業は法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えるための必要な措置を講じる。

(6) 地球環境保全への貢献

脱炭素社会に向けて、事業活動において発生する CO2、メタン、フロンなどの温室効果ガス排出量の削減、エネルギー効率改善を推進し、地球環境保全に取り組む。



4. 製品の安全性と品質

(1) 製品の安全性の確保

製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる製品の設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす。

(2) 品質管理

製品・サービスの安全性や品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、適切な管理体制を構築し、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する。

(3) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する。

5. 情報セキュリティ

(1) コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する。

(2) 個人情報の漏洩防止

調達取引先、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制やルールを遵守し、適切に管理・保護する。

(3) 秘密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や調達取引先から受領した秘密情報を、適切に管理・保護する。

6. 社会との共生

(1) 社会貢献

国際社会や地域社会の持続的発展に貢献する企業活動および社会活動に自主的かつ積極的に取り組む。

以上